

千葉県建設工事総合評価方式実施要領

平成18年 8月 1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、千葉県が発注する建設工事に関して価格及びその他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）の実施にあたり必要な事項を定める。

(対象工事等)

第2条 総合評価方式の対象となる工事は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札者の提示する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）によって、工事に関連して生ずる補償費や維持管理費・更新費を含む総合的なコストの削減が見込まれる工事
- (2) 入札者の提示する性能等によって、工事目的物の初期性能の持続性や強度、耐久性、安定性等、性能・機能の向上が実現できると見込まれる工事
- (3) 入札者の提示する性能等によって、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策等、社会的要請に対応が出来ると見込まれる工事
- (4) その他総合評価方式によることが適当と認められる工事

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第3条 契約担当者（千葉県財務規則(昭和39年規則13号の2（以下「財務規則」という。））第2条第9号に定める者をいう。）は、政令第167条の10の2第4項及び第5項に基づき、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。

なお、この場合、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4により、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(入札公告・入札通知)

第4条 契約担当者は、総合評価方式により一般競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の6、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第6条及び財務規則第108条の規定に基づき公告しなければならない。

- 2 契約担当者は、総合評価方式により指名競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の12第2項及び財務規則第113条の規定に基づき通知（公募型指名競争入札の場合は公表）しなければならない。

(応札)

第5条 入札参加者は、価格及び性能等を持って入札するものとし、評価の対象

とする性能等の要求要件（以下「技術的要件」という。）に関する資料は入札公告又は入札通知（以下「入札公告等」という。）に定められた期日までに提出するものとする。

（落札者決定基準及び技術的要件の審査）

第6条 契約担当者は総合評価方式により入札を行おうとする場合には、当該入札に係る申込みのうち価格その他の条件が県にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

2 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他の基準を定めるものとする。

3 落札者決定基準、及び技術的要件に関する資料の審査は、千葉県の各部局（教育委員会、警察本部、企業局、病院局を含む）の総合評価技術審査会で行なうものとする。

（総合評価の方法）

第7条 性能等の評価方法については、次のとおり取り扱うものとする。

（1）評価の対象とする技術的要件については、当該工事の目的及び内容に応じ、必要な評価項目を設定し、各項目ごとに評価に応じて得点を与える。

（2）各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。

2 価格及び性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

（落札者の決定方法）

第8条 落札者の決定については、次のすべての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

（1）入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

（2）入札に係る性能等が、入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要求要件をすべて満たしていること。

（3）評価値が、予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点を予定価格で除した数値を下回っていないこと。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、総合評価方式の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年 8月1日から施行する。

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

この要領は、平成20年 4月1日から施行する。

この要領は、令和 7年 4月1日から施行する。